

平成27年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

議案第31号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い保険料の減額措置を拡充し、及び保険料の賦課限度額を変更するほか、「国民健康保険法の一部を改正する法律」の施行に伴い保険料の基礎賦課総額の算定に係る特例措置を恒久化するものです。

○ 内 容

（1）保険料率の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割 （医療分） 100 分の 6.30 （支援金分）100 分の 2.17 （介護分） 100 分の 1.04	・ 所得割 （医療分） 100 分の 6.45 （支援金分）100 分の 1.98 （介護分） 100 分の 0.98	0.15 △0.19 △0.06
・ 均等割 （医療分） 3 万 2,400 円 （介護分） 1 万 5,300 円	・ 均等割 （医療分） 3 万 3,900 円 （介護分） 1 万 4,700 円	1,500 円 △600 円

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

（2）被保険者均等割額の減額措置の拡充

経済動向等を踏まえ、5割減額又は2割減額を受けられる世帯を拡大するため、それぞれの所得基準を引き上げます。

（3）保険料の賦課限度額の変更

現 行	改正案	増 減
（医療分） 51 万円	（医療分） 52 万円	1 万円
（支援金分） 16 万円	（支援金分） 17 万円	1 万円
（介護分） 14 万円	（介護分） 16 万円	2 万円

（4）保険料の基礎賦課総額の算定に係る特例措置の恒久化

国民健康保険法の規定による高額な医療に係る交付金事業等が平成27年度から恒久化されることに伴い、これまで特例として実施してきた保険料の基礎賦課総額の算定にそれらの事業に係る経費を含める措置を恒久化します。

（5）その他規定の整備

○ 施行期日 平成27年4月1日